

第 4 章

ミャンマー現軍事政権下の宗教政策と宗教をめぐる諸状況 - 先行研究を中心に -

土佐桂子

要約：

ミャンマーの現政権下における宗教に関わる政策と宗教をめぐる諸状況について、先行研究と基礎的資料を通じて、前政権と比較しつつ現状を報告する。具体的には、宗教全般に関わる政策、仏教、サンガに関する政策、政府要人の宗教実践、あるいは宗教政策を前提としたより広い社会的反応という局面を扱う。

キーワード：

宗教政策、ミャンマー

はじめに

本稿の目的は、先行研究の成果に拠りながら、宗教政策、あるいは宗教をめぐる状況について、前政権との比較の視点を組み込み、新たな動きや注目すべき点などを概観することにある。

ただし宗教は幅広い概念を持っており、制度化された宗教から、一般の人々の日常実践に組み込まれている宗教的实践や日々の生活に浸透しているイデオロギーをも包括する。この点を考慮しつつ、本稿では、宗教全般に関わる政策、仏教、サンガに関する政策を中心に論じるが、政府要人の宗教実践、あるいは宗教政策を前提としたより広い社会的反応という局面にも触れるものとする。

1．宗教研究の動向

まず、現政権に関する宗教政策、宗教関連の国内外の研究成果の傾向を概観する。ミャンマーにおける時事的な宗教政策や宗教に関わる事例を扱ってきたのは、政治学、宗教学、人類学の各分野である。

宗教のなかでも、ウー・ヌ政権時代の政治との関係を扱った研究や仏教やサンガ（僧侶の集団）研究として 60 年代以降に、Smith (1965)、Sarkisyanz (1965)、Mendelson (1975)、Spiro (1970) など、後によく引用される重要な著作が排出した。一方、日本においては、ミャンマーで僧侶として得度した経験を持つ生野（1975）の僧院研究や池田（1995）の仏教史研究などが突出している。

1970 年代から 80 年代初頭までは人類学的調査も限定的ながら認められ、前掲のスパイロが上ビルマの農村を (Spiro 1967)、ナッシュが 2 村落を (Nash 1965)、日本では田村がザガイン近辺の村落調査を行ってきた (田村 1980, 1986, 1993, 1995)。1980 年代以降の調査を基盤に書かれた仏教関連の研究としては、Schober の神秘主義的仏教の研究（1988, 1989）、あるいは川並の尼僧研究（例えば 1990, 2002）や高谷の儀礼論（1993）などがある。

これに対して、1988 年に樹立した国家法秩序回復評議会（SLORC）政権のもとでは一端門戸が閉じられた。1990 年代初頭に中国、韓国、日本など友好関係のある国からのヤンゴン外国語大学への留学受け入れは始まるが、戒厳令下のなか、人類学的調査は限定的な形で行わざるをえない状況であった。欧米諸国は経済制裁を行っており、留学、調査の受け入れは日本以上に閉じられており、学問分野によっては、1990 年代半ばから留学や現地調査研究を開始したものもいるが、とりわけ米国の若手人類学者は、タイ側の国境沿いでの調査や国外難民などの調査に携わり、結果的に政治問題を扱うことも増えた（例えば Fink 2001）。また、カレン等少数民族研究を通じてナショナリズムの問題に切り込む Gravers (1999) のような研究もある。一方日本からはヤンゴン外国語大学以外にも、ヤンゴン大学、文化大学、国際上座仏教布教大学などへの留学やヤンゴンの歴史学研究所等の研究員として渡航するものも出はじめた。

現政権の仏教や僧侶に関する政策を含めて議論した人類学的研究としては Schober (1997) があり、Matthews (1993) は、サンガと政治の関係や僧侶の政治活動に関して論じている。また、Houtman (1999) はビルマの現状を資料をもとに詳細にとらえつつ、内観・集中瞑想と政治の関係を議論し、川並は近年の仏教信仰の特徴をまとめている (Kawanami 2009)。仏教徒のウェイザー信仰の有り様やカレン州高僧等については、拙稿（土佐 2000, 2002a, 2002b, 2007, 2009）がある。一方、サンガを中心とした研究として、前政権時代に行われた最も重要な「全宗派サンガ合同会議」に関して、生野 (1982)、Tin Maung Maung Than (1988, 1993) が会議開催の経緯やサンガ改革の概要を述べており、小島（2005）はサンガ関連法のなかでも最も核となる「基本規則」の全訳に加えて、現政権に入ってから見られる重要な変化を指摘している。そのほか平木（1995, 1997, 1998a, 1998b, 1998c, 1999, 2000）が現政権下の仏教の状況をさまざまな角度から発表しているほか、石井（1998）のシャン州における僧院や仏教実践に関する研究、奥平（1988, 2005）のパゴダ等に見られる浄化運動の影響、制

度改革を教育から見た論考などが見られ、全般的に 1980 年のサンガ改革、浄化やそれ以降の仏教界をめぐる動きについては、海外の研究と比しても、日本の蓄積が著しい。さらに近年では若手の活躍が目立ち始め、前掲の小島（2005）のほか、飯國の上ビルマの農村における仏教、精霊信仰といった宗教実践とジェンダーの関係をめぐる研究（2007）などがある。また市民権や民族の問題を取り上げつつも、斎藤（2008）は、文化的にはビルマ同化志向を持つムスリムに着目することでミャンマーの宗教政策を裏側から炙り出している。海外では、Carbine(2004)が、戒律を遵守する森林派として名高いシュエチン派の研究を行い、Jordt(2007)が在家信者の瞑想研究を行うなど、仏教を正面から扱う研究のほか、近代仏教史や少数民族の宗教状況などに関する研究も出ており、今後の研究の進展が非常に期待される。

2．宗教全般に関わる状況と政策

2 - 1 公的な「宗教」の扱い

ミャンマーの宗教人口比は仏教徒 89.4%、精霊信仰の信者 1.2%、ヒンドゥー教徒 0.5%、ムスリム 3.9%、キリスト教徒 4.9%、その他 0.1%とされている。例えば、中央統計局『統計年鑑』2008 年度版では、数値で示される国民総人口（5750 万人）、州・管区別人口等に対して、宗教別人口は上記の百分率のみが示される(CSO 2004)。これは、1983 年に行われた最後の国勢調査の数値で、ミャンマー政府は、25 年間に渡り、この人口比を公的に使用している。

また、サンガの人口は 1980 年-81 年で、僧侶が 113,445 名、沙弥が 114,242 名、総計 227,687 名である（Tin Maung Maung Than 1993）。2003 年資料では、僧侶が 192,459 名、沙弥が 268,278 名、計 460,737 名（尼僧 28,120 名を加えると総計 488,857 名）であり人口の約 0.9%となるⁱ。この人口比は、他の上座仏教国家と比べて最も高く、80 年代に比しても若干増える傾向にある。また、現在公認宗派は、最も多数派をしめるトゥダンマ派、厳しい戒律を遵守するシュエジン派をはじめ全部で九派存在しⁱⁱ、それ以外の新たな宗派の樹立は禁止されている。

1961 年当時の首相ウー・ヌは、国教化を盛り込んだ憲法草案を作らせたが、非仏教徒系少数民族の反発を招き頓挫した。その後の混乱状態を 1962 年クーデターで抑えて登場したネーウィン将軍は、特定の宗教に対して積極的には関わらないという世俗政権を強調した。現政権は基本的には、ネーウィン政権時代の宗教政策の延長といえるが、若干の変化も見られる。

この点を、憲法における宗教の扱いから見てみたい。1947 年憲法、1974 年憲法、2008 年に可決された新憲法という 3 つを比較すると、基本的には、宗教の自由を謳うという点で共通している。ただし、仏教の位置への言及は、1974 年憲法が最も色がな

く、むしろ、2008 年憲法は 1947 年憲法に戻っているといえよう。

たとえば、1974 年憲法では国民の宗教信仰の自由を保障し（21 条）、宗教の政治利用を禁止している（156 条）。この項目は 2008 年憲法において信仰の自由の保証（34 条）、宗教の政治利用の禁止（364 条）と引き継がれるが、「国内平和秩序、倫理、健康、憲法の他の条項に反しない限り」（34 条）という但し書きが加わった。また、「国家は仏教を、大多数の国民が信仰する、特別に名誉（Gonhtu Withetha）ある宗教と認定する」（361 条）「キリスト教、イスラーム、ヒンドゥー教、精霊信仰を本憲法発布日に国家に存在する宗教と認定する」（362 条）「国家は認定した宗教を可能な限り支援する」（363 条）といった文章も加わっている。実は、この文言はすでに 1947 年憲法の 21 条において存在し、1974 年憲法では削られたものである。つまり、こうした条項は、5 つの主要な宗教を認定しつつも、仏教の突出した地位を認めるという立場を明確にしたものであり、この復活は、ネーウィン政権時代より、わずかながら仏教寄りの方向に戻っているといえよう（土佐 2008 参照）。

2 - 2 宗教を扱う政治的体制

現在の宗教省は HP 等で歴史を、独立時代に遡って言及している。英国植民地時代から存在した宗教庁に加えて、パーリ大学と説法師課、パーリ学課、高等仏教学国際協会、三蔵護持師選抜委員会の 5 部門が統括され、ビルマ独立時に「宗教省」が設置された。この宗教省は、ネーウィン政権時代に一端解体される。1962 年 3 月 2 日に革命評議会（ネーウィン政権時）が省庁を再編成した際に、宗教省は内務省、民主化と地方政治省、移民登録省と合併され内務宗教省となった。

ただし、現政権になり、1992 年 3 月 20 日、92 年 23 号布告によって、内務宗教省を解体し、宗教省を再度設置している。そのほか、1991 年 9 月 5 日宗教内務省（当時）の傘下に上座仏教布教の目的で「仏教布教促進局」を設置、さらに 1998 年 6 月 26 日の閣議による 98 年 22 号決定で、国際上座仏教布教大学を設置した。すなわち、現在の体制は、宗教省の元に、2 局（宗教局、仏教布教促進局）と国際上座仏教布教大学が直属で置かれていることになる。

すなわち、ウー・ヌ政権においては、宗教省が独立した省庁として設置され、ネーウィン政権時代には宗教内務省として内務省と合併された。現政権において、再び独立した省庁となったわけであり、まさに、上述の憲法における宗教の扱いと宗教省の扱いは連動しているようにも見える。この 2 点は、政権側の宗教政策をそれなりに反映したものと捉えることができるだろう。

宗教省は、現在、その役割を以下のように掲げている（ミャンマー連邦宗教省 HP 参照）。

ミャンマー連邦内部の全ての国民が自らの保持する宗教を自由に信仰する権利を享

ること

国民の 89.28% が信仰する宗教にふさわしく、仏陀の残したパリヤッティ（教学）、パティパッティ（瞑想）とパティウエダ（布教）という 3 つを広めるよう尽力する

伝統的なミャンマーの文化が繁栄し、国民の行動規範が向上するよう尽力する。

宗教省そのものは、すべての宗教に対して等しく距離を持ち、宗教間の調整・問題などを扱うことを第一の目的としている。しかし同時に、仏教を支えることが第二の目的とされている。このなかでも対サンガ（僧団）に関する政策が核となってきたといえる。以下は、仏教のなかでもサンガ政策を中心に見てみたい。

3．仏教・サンガ政策

現在のサンガ組織の基盤はネーウィン政権時代のサンガ改革によってできたものである。それは 1980 年全宗派サンガ合同会議(Gaing Paungson Thanga Ashiawe Pwekyi/ Gaing Baungzon Thanga Ashiawe Pwegyi)から始まったといえるだろう。本節では、サンガ政策の歴史的流れを抑え、この時期のサンガ組織化の概要を見てみたい。

3 - 1 独立以降のサンガ関連政策

最初に独立以降のサンガ関連政策の流れを簡単に辿る（Kethala 1985, Thathanaye Usihtana 1980:5-9 などを参照）。ミャンマーでは独立以降、サンガに関する「戒律に関する紛争、事件」については、裁判所で通常行うような裁判という形式では扱わないで、「律や仏陀の教え」に関する解釈、判断を中心に定めるという形式のものが 1949 年「宗教裁判所法（Winithsaya htana /vinicchaya tana et upade）」として定められた。それに対して多くの僧侶から不満が寄せられたため、1954 年「宗教裁判所法」を改訂して発布した。

ネーウィン政権が樹立した後、前政権の定めた「宗教裁判所法（Winithsaya htana hnin winithsaya hkon ek upade）」（改訂）に従って戒律に関する紛争、事件を処理したが、僧侶たちの不満等もあり、その法律が不十分であったことを認め、1965 年の革命評議会法第 1 号で解体し、紛争の調停を宗教内務省に行わせつつ、サンガが従うべき戒律が統一されること、戒律に関わる紛争、事件を宗教裁判所で解決できるように執り行うこと、偽の僧侶と真の僧侶とを区別することを目的として、全宗派のサンガ合同会議を開く努力がなされた。

1965 年 3 月 17 日から 3 日間、2 千人におよぶ各宗派の代表を集め、フモービーで会議を開催し、サンガの組織化、裁判法、僧侶身分証明書について協議しようとしたが、この時期には合意が得られず失敗した。

結局、これらの協議は 1980 年の全宗派サンガ合同会議の時期に始めて可能となった。

1980年に改めて合同会議が開かれることとなった直接の要因としては、生野は「1964年、5年頃多発した過激派青年層の反政府運動に根ざした暴挙、反社会的なシュエインチョー派の異端説とその派の増大、僧衣を纏って不法商業活動や反政府諜報活動に当たる偽沙門の跋扈」などを挙げ、これらは、上座部僧団にとっては、出家の戒律遵守の弛緩であり、政府にとっては、現政治体制の否定であり挑戦であったとする。さらに、政権側は、反社会的活動の取り締まりを強化する方針を持ちながらも、宗教内部の問題と見なし、宗教集団の自浄作用を援助するスタンスであったと述べる（生野1982:56）ⁱⁱⁱ。一方、ティンマウンタンは、政府は政教分離を守っていたものの、サンガとサーサナーが望ましくない要因に利用されることを放っておくという意味ではなく、当初は、法的秩序を整えることに専念してきた政府の中枢が、経済成長もそこそこに見られ、1970年代末にサンガの統一と宗教浄化に注意を向け始めたと述べる（Tin Maung Maung Than 1993:18-19）。すなわち、生野は初期のサンガ界の自立性をより認め、あくまでサンガ側の自助努力を強調するのに対して、ティンマウンマウンタンや平木（1995）は政府側の管理の意志を見るという点で、スタンスに若干の違いはある。しかし、双方ともに、この時期に政府は、表だっでの積極的介入は避けていたと見る点では共通しているといえるだろう

3 - 2 全宗派サンガ合同会議開催に至る経緯とサンガ組織

全宗派サンガ合同会議開催に先立ち、まず1978年7月付けの公布で、アビダザマハーラッターグルとエッグアマハーパンディタという2つの称号を僧侶に与えることを決定した。1979年7月9日、ヤンゴンで開催された称号授与式で、内務宗教省がこの授与の目的を「仏陀のサーサナーの永続、浄化、布教のため」と説明した。ティンマウンマウンタンは、この称号授与をもって、直接ではなく間接的に環境を整えるものであり、新しいアプローチの始まりとしている（Tin Maung Maung Than 1993:19）。

その後1979年に、内務・宗教省大臣が、サンガに対して、全宗派サンガ合同会議のための準備委員の選考を依頼する。その依頼に従い、66名の準備委員が選ばれ、サンガ代表の選挙の組織、サンガの組織化の草案、戒律を守るプロセス、登録制に関する草案などを作った。準備委員会は、さらに小さな専門委員会を作り、草案を作った。準備委員会は草案については、僧侶から意見を聞く努力を行っている。例えば、1980年2月25日から3月23日まで、全国332カ所で公聴会を開き、末端の僧侶に対して、準備委員会提出予定の本会での議案を説明し、意見を求めると同時に、彼らの意見と提案をくみ取る試みもした。のべ84,457名の上座部僧の参加がえられ、19,960名は参加できなかったが、委員会は議案に賛成の返事を文書で受けた。報告によれば、全国の僧侶109032名のうち、103,517名が議案を聴聞したとされる。さらに、僧侶による1012通にのぼる質問、忠告が寄せられ、準備委員会はそれに対して、問題点を検討

し、二回目の公聴会に備えたり、将来の検討材料にしたという（生野 1982: 60）。

その後、各地区、各宗派から 1235 名の代議員候補がノミネートされた。さらに、前年に称号を授受したアビダザマハーラッタグル（4 名）、エッグアマハーパンディタ（36 名）、58 名の運営委員会、ティピタカダラダンマバンダガリカを含む 1219 名が代議員として選ばれる^{iv}。内訳は、1076 名が 49 地区からの選抜で 143 名がトゥダンマ派を除く 8 宗派からの代表であった。

1980 年 5 月 24 日より 27 日まで、ヤンゴンのガバーエーにおいて、第一回の全宗派サンガ合同会議が開催され、統一サンガの成立、僧籍登録制、サンガ法の制定などが実現した。ここで確立した体制は現政権に至っても継続している。

より詳細にみれば、5 月 27 日に、三議案、四決議、中枢の三組織が承認された。

三議案とは、「サンガ組織基本規則法(Thanga Ahpweashi Akyegan Simyin)」(以下「基本規則」)と「戒律に関する紛争、事件の解決手続き(Winidanmakan Adigayon Hmuhkin mya Hpyeishin Hsonhpyatye Hsainya Lokhtonlokni mya)」と、僧籍の登録制を指す。この点については、別途説明する。

また四決議とは、試験改革、仏陀や仏塔（パゴダ）の写真を、カレンダー、書籍、カセットなどの表紙に使うことを禁止、サンガ居住用の僧院や敷地内に、女性を含む在家信者が居住している事態に対して、他に扶養者のいない僧侶の両親を除いて、すべてを立ち退きさせること、仏教の継続、浄化、布教のために偽沙門を仏教界から駆逐することである。

中枢の三組織とは、各地方、各州派から選ばれた国家中央サンガ運営委員会、そのなかから選抜された国家サンガ大長老会議、さらに、その顧問機関である国家教誡師会議（111 名）を指す。国家サンガ大長老会議は、300 名の国家中央サンガ運営委員会より選抜された 47 名より成り立ち、議長 1 名、書記 1 名、副議長 6 名、共同書記 6 名を定める。また、議長、書記を除いた 45 名を 3 つのグループに分け、任期（会期）を 4 ヶ月とし、次のグループに引き継ぐ方針を取っている。ここで定められたことは任期終わりの時期にレポートの形で出される。

また国家サンガ大長老会議の委員は、任期中ヤンゴンのガバーエー・パゴダ敷地内ザンブーディパ僧院に居住する。僧侶の食事や居住の責任は宗教局の責任となっている。

3 - 3 サンガ関連法と法律

サンガ関連法としては、以下のものがある。

「サンガ組織基本規則法(Thanga Ahpweashi Akyegan Simyin)」(以下「基本規則」)

「サンガ組織手続き(Thanga Ahpweashi Lokthon Lokni)」(以下「手続き」)

「戒律に関する紛争、事件の解決手続き(Winidammakan Adikayon Hmuhkinmya)」

Hpyeishin Hsonphyatyei Hsainya Lokhton Loknimya) (以下「紛争解決手続き」)

「サンガ長老手引き書 (Thanga Nayaka Let Hswe)」(以降「手引き書」

「指令書 (Nyuntkyahlwa)」

「基本規則」は、前述の通り、第一回全宗派サンガ合同会議の開催中 1980 年 5 月 27 日に了承され、制定された。全 19 章 108 条より成っており、サンガ関連法のなかでも最も基盤となるものである。

「手続き」は、第一回全宗派サンガ合同会議の期間中に開催された第一期国家中央サンガ運営委員会の第一回会議で 5 月 26 日に制定された。全 29 章 242 条より成るもので、の「基本規則」の条項に言及しつつ、具体的な手続きが述べられ、とともにサンガ関連法の基本となっており、宗教局からはが一冊の書籍として発行されている (Thathanaye Usihtana 1985)。

「紛争解決手続き」も、前述の通り、第一回全宗派サンガ合同会議の決議で認められた。全 9 章 51 条より成るものである (Thathanaye Usihtana 1996)。

は業務遂行のための手引き書である。1981 年 5 月 1 日に、国家サンガ大長老会議が長老会議構成員を集め具体的執行のための講習会を行った。講習会場の席で出された疑問や議論を元に、長老会議構成員を想定して作られたものである (Thathanaye Usihtana 1992:2)。

は、国家サンガ大長老会議から発令される指令 (通達) を言う。

からは初めての試みということもあり、実際の施行では、問題、矛盾、疑問などが当然生じ、その都度、サンガ組織が対応し、改訂している。

例えば、「基本規則」については、実際施行するうえで生じた問題点について検討した後、1985 年第二回全宗派サンガ合同会議において、改正案が認められた (Thathanaye Usihtana 1985)。

また「手続き」については、1984 年 6 月 9 日に開催された第一期国家中央サンガ運営委員会第五回委員会において、次期同委員会への提出をめざした改訂版の検討を国家サンガ大長老会議の委員に命じた。同年 7 月 6 日、国家サンガ大長老会議は内部の長老のなかから改訂検討委員として 7 名を選抜し、改訂検討を依頼した。7 月 17 日以降、検討委員会が活動を始めるが、まず、8 点の修正方針を立て、例えばに見られる語句の不一致、前後の意味が矛盾する点などの排除や今後の円滑な施行をめざして、検討を続けた。その後、1985 年 1 月 8 日開催の国家サンガ大長老会議を経て、1 月 11 日開催の第二期国家中央サンガ運営委員会第一回会議で、改定案が検討された。この 2 つの会議の検討を経てさらに改訂を加えたものが、5 月 30 日の第二期国家中央サンガ運営委員会第一回会議で認められた (Thathanaye Usihtana 1985: ta·hta)。

「紛争解決手続き」についても、改訂が検討された。後述するが、この解決法の

運用や罰則をめぐって困難も生じ、政治権力の協力が必要となった結果、人民評議会法が1980年、1983年に発布されている。こうした点を組み込みつつ、改定案が1985年5月30日の第二期国家中央サンガ運営委員会第一回会議で認められた。その後1986年、現政権のもとで1991年に改訂が行われている（Thathanaye Usihtana 1996）。

3 - 4 裁判制度の確立

前述の通り、「宗教裁判法」という形で定められてはいたが、これまでサンガに対しては、いわゆる、一般的な意味における「裁判」形式は存在しなかった。こうした点について、1980年の全宗派サンガ合同会議の決議を経て、宗教裁判制度が新たに導入された。以下簡単に説明する（生野1982, 平木1997, 1998a, 小島2005も参照）。

「戒律に関する紛争、事件」に関する訴訟については、サンガ裁判所に裁判権があるとされ、審理、判決は、同法廷内で行われ、民事法による民事訴訟としては裁かないと定め、裁判権の人的限界は、国内の公式九派構成員のすべてとされた（平木1998a:2）。サンガ裁判は、国家、州、管区、郡レベルで結成されるサンガ裁判委員会の律護持師（winido）が行う。律護持師は、サンガの人口比により人数が決められ、一般僧侶のなかから法ろうや律やサンガ法に関する知識を考慮して選抜される。また、各宗派内の問題は、宗派内の律護持師による解決が認められている。

裁判は三審制度を原則とし、特別法廷（Nainggnantaw WinidoAhpwe / State Special Court of Vinayadhara）はヤンゴンのガバーエー・パゴダ敷地内で開かれる。その下は、下級裁判所として州管区裁判所（State, Division Sangha Nayaka Committee）、郡裁判所、村落群裁判所で、下の裁判所で審議を行い不満の場合は上告できるというシステムである。

まず、1980年5月の全宗派サンガ合同会議で宗教裁判導入の意志が決議され、それを受けて人民評議会法第三号「戒律に関する紛争、事件の解決法（Winidanmakan Adikayon Hmuhkin mya Hpyeshin Hsonphyatye Hsaingya Upade）」が制定された。上記サンガ法が9章51条であるのに対して、人民評議会法第三号は、9章13条より成っている。用語の定義、説明についてはほぼ同じ文言が用いられているが、サンガ法に含まれる僧侶内部の手続きといった細部は省かれ、在家の法のなかでの位置づけや政治権力、政治組織の果たすべき役割が記されている（法律全文はThathanaye Usihtana 1996に所収）。たとえば、5条には、「戒壇、僧院、僧坊といった建築物のいずれかの所有に関して、あるいは、そうした建築物が（複数で）建っている大僧院（kyaung taik）の所有に関して、敷地内に居住する人物すべて、あるいは、そのうちの誰かを立ち退きさせるために、必要とされる場合には人民評議会の執行部署がこの法律に従って、取り調べ、法の執行を行わねばならない」とあり、6条にも、「6条に従い、すべての人間を立ち退かせたら、関係する郡人民評議会の執行部署が、その建築

物、ないしは大僧院(kyaung taik)を、適切な委員会、ないしは適切な人物に対して、係争が終了するまで預け管理させる責務を与えることができる」と定められる(Thathanaye Usihtana 1996)。この点は、全宗派サンガ合同会議において行われた重要な四決議の一つ「仏塔、僧院等の宗教施設領域内での在家の居住は好ましくない」(80 年第 10 号決議)と対応していると考えられる(平木 1995:176 参照)。

また、1980 年の段階では、僧侶が判決に従わない場合の罰則規定について特に定められていなかった。しかし、これに従わないものがいたため、国家サンガ大長老会議の依頼で、1983 年人民評議会法第九号「戒律に関する紛争、事件の判決の保護法」(Winidanmakan Adigayon Hmuhkin mya Hpyeshin Hsonphyatyethkyetmya ko Kakwe Saungshauk thi Upade) が制定された(小島 2005)。この法律は全 4 章 13 条より成り立ち、判決や支持に従わないものに対しては、6 ヶ月から最高で 5 年の禁固刑が科せられることとなった(Thathanaye Usihtana 1996)。

3 - 5 試験や教育における進展

サンガを中心とする教学関連の試験やサンガの教育についても、1980 年全宗派サンガ合同会議以降、改革が行われた。第一は「基本試験(Pahtama byan)」の改革で、基本規則 13 章 93 条に対応し、「手続き」24 章「教育関係の手続き」第 208 条に記される。

従来は、基本試験、説法師(Dhamma Sariya)、三蔵護持師(Tipitakadhara)の試験があった。この改革で、基本試験の中に「基礎レベル(Muradan)」が作られた。この基礎レベルの上に、従来からある下級レベル(Pahtama Nge)、中級レベル(Pahtama Lat)、上級レベル(Pahtama Gyi) が据えられている。そのほか、新たにニカーヤ試験、論蔵(Abhidhamma)、清浄道論(Withudimaggā) の試験、仏教文化試験が導入された。特筆すべきは、こうした試験と後述の仏教学教育計画とが組み合わされていることであり、基本試験の上級レベル合格をもって、国立仏教学大学の受験資格、あるいは住持要請学校の入学資格とし、基本試験に資格試験としての性格をもたせた点を平木は評価している(平木 2000:101)。

第二の改革は人材育成のてこ入れであった。最も顕著な例は 1986 年の国立仏教学大学の創設である(奥平 2005 参照)。従来の僧侶の僧院移動パターンとしては、通常は、生地 of 僧院に預けられるが、さらに学びたい場合、あるいは優秀な僧侶は地方の核となる地方都市の僧院へ移る。その僧院でも足りない場合は、マンドレーやパコック、ヤンゴンなどに集まる著名な教学僧院(Pariyatti Sathintaik) に行って学ぶ。こうした教学僧院で学びながら、多くの若い僧侶が、説法師試験や、さらに優秀なものは三蔵護持師試験に挑戦してきた。ただし、教学僧院はいわゆる私的教育機関であるのに対して、この時期に創設された仏教学大学は国立大学であり、国家サンガ大長老会議

議長が学長を勤めている。

さらに、住職にふさわしい知識を与える住持養成学校も設立された。平木(2000:102)によれば、1970年以降、出家者の倫理欠如や教育水準の低下が顕著となり、沙弥や青年層の指導の強化を図るために、直接の指導者となる住持の養成が求められ、住持養成学校構想が浮上した。さらには、サンガの組織化が全国的規模で展開した結果、新体制を維持するための要員確保が急務とされ養成学校への期待が高まった。住持養成学校は1983年4月ガバーエーで開講されたのを皮切りに、マングレー、シュエボー、マグエー、タウンジー、パティン、バゴー、パアンなどに順次設置された。

この住持養成学校は、現政権下でも継続し、設置者は国家サンガ大長老会議となっている。また、1994年3月に開催された第三期国家中央サンガ運営委員会で「住持養成学校規則」が承認された(平木 2000:103)。また、平木は同論文のなかで、教えられている科目を紹介するほか、現政権の1999年10月3日から17日、2000年2月20日から25日の間に、ヤンゴンの住持養成学校において、学生のアンケート調査を行っている。

現政権下での調査なので本来次節で示すべき内容であろうが、ここでアンケート結果に触れておきたい。平木(2000)によれば、サンガ組織の中枢はこの養成学校に、国家サンガ大長老会議につながる幹部や律護持師となるような後継者育成を期待していたと考えられる。しかし、実際に参加する僧侶に、将来の予定を以下の4つ(自坊建築、サンガ長老会議の委員、海外での伝道活動、国内の山岳地帯での伝道活動)から複数回答可で答えてもらったところ、それぞれ5件、5件、21件、27件になったという。すなわち、サンガ中枢の意図に反して、若い僧侶たちは、そうした官僚的仕事にはさほど魅力を感じず、国内外の伝道に意欲を持っていることが分かる。

4．現政権におけるサンガ政策

それでは現政権におけるサンガ政策にはどのような変化があったのだろうか。基本的には、サンガ政策の方向性には大きな変化はないといえるだろう。政府は1980年以降に行われた統一サンガやその組織化を前提とし、それを支援する方針を取っている。ただし、国家サンガ大長老会議や僧侶と当局(内務宗教省、宗教省)ないしは政府重鎮のスタンスなどは、民主化運動とその後の現政権によるクーデターという大きな事件を挟み、いくつかの変化が生じていると思われる。この点の分析、考察は今後の課題であるが、いくつか列挙してみたい。

4 - 1 サンガへの称号授与とその背景

Matthews(1993)は、ビルマ近代史において、ウー・オウタマ(1879-1939)をはじめとする政治活動に従事する僧侶の系譜や1897年結成の仏教協会(Buddha Sasana/

Noggaha Association)、1906 年結成の仏教青年会 (YMBA)、ビルマ人団体総評議会 (GCBA) (1920)を初めとする仏教団体の政治活動といった伝統があることを示し、1988 年の民主化運動にも、サンガのデモ参加が多数見られたことを指摘する。また、同年、若いヤカイン人ケィマサーラに率いられた全ビルマ青年僧団体(ABYMU: All Burma Young Monks Union)をはじめ、国家からは認可されない組織も数多く成立した。

しかし、1988 年国家法秩序回復評議会政権が樹立してからは、これら政治活動に従事した僧侶が多数逮捕された。また、サンガ組織の中枢が彼らを偽沙門と評したことで上ビルマを中心に僧侶の不満が鬱積し、1990 年マンダレーを中心に大規模なストライキが始まった。具体的には、多くの僧侶が政府要人とその家族の布施を受け取らないという「不受布施」の行がなされた(Matthews 1993:419-21)。

僧侶の政治参加は、経典に照らして考えたときに、確かに正統的な僧侶の行為とはいえないという見解が多い。ただ、一方で、独立運動に関する仏教の役割はナショナリズムの脈絡から国内でも評価されており、何をもって「政治」的行為と見るか、また僧侶の政治参加の是非については、その社会的文脈により、さまざまな見解が成り立ちうる。また、不受布施は経典に定められた僧侶の行為であり、仏教や僧侶に対する侮辱や破壊行為などをなした人物に対して行うことができるとされ、参加した僧侶側からすれば、政治的行為ではなく仏教を守る行為と主張することも可能となる。

一方、1990 年の総選挙での大敗は、政権側に大きな危機感を与えたと考えられる。Steinberg(2001)は、従来の正統性の源泉が失われるなか、仏教が正統性の原理として、さらに重視されていくことを指摘している。

すなわち、サンガと安定した関係を築くことが、この時期の政権にとって一つの大きな課題であった。こうした背景のなか、政府はサンガに対して飴と鞭政策を取る。述べた通り、「政治」的行為、あるいは反政府的な行為を行う僧侶は容赦なく逮捕された。不受布施に参加した僧侶の多くが、刑法 295 条の宗教侮辱罪違反で起訴されたという報告もある。さらに、三蔵護師の一人であるトゥミンガラランカーラ僧正の逮捕、強制的還俗と投獄は、国内の仏教徒に大きな衝撃を与えた。しかし、国家サンガ大長老会議は沈黙を守り、政府の行為を容認していたと取られている(平木 1995)。

一方、サンガに対する飴政策としては、まず、1991 年に称号を大幅に増加することが決定された。1992 年 2 月に大々的な儀礼がガバーエーで開催され、多数の僧侶に称号が送られた。また、政府要人やその家族が、国家サンガ大長老会議を始めサンガ組織の重鎮に布施を行い、その姿は、連日メディアで報道されはじめた。

ちなみに、僧侶への称号授与を通じて重鎮僧正たちをサンガ組織の中枢へと取り込みサンガ組織の強化を図るというやり方は、ネーウィン政権時代の発展的継承ともいえるだろう。

4 - 2 サンガ組織内の变化

サンガの最高意志決定機関には、現政権になってから重要な変更があった。もともと最高意志決定機関としては、「基本規則」96 条によって、「全宗派サンガ合同会議」とであると定められてきた。この合同会議はネーウィン政権時代に第一回（1980 年）、第二回（1985 年）と開催された。

その後第三回（1990 年）から現政権の開催となる。しかし、1995 年の第四回会議で、「基本規則」が改訂され、80 条において「仏教全体に関係する重要な仏教関係の事件が発生した場合」にのみ開催されるということになった（小島 2005:106）。これ以降は重要事項も、国家サンガ大長老会議と国家中央サンガ運営委員会のみで決定されることとなり、全宗派サンガ合同会議は開催されていない。

1980 年から 1995 年までの全宗派サンガ合同会議を振り返れば、第一回開催当初には、サンガの主体性を守り、政府は後方で支援するというスタンスがよく保たれていたと考えられる。しかし、第二回と第三回とのあいだに生じた政治状況を通じて、国家がサンガに対する影響力を強めていったと考えられる。

また、サンガ法と裁判というものは、元来困難な問題をはらんでいるとはいえるだろう。元来守るべき法は仏陀の教え一つだとしても、経典の解釈には諸派による違いもあり、諸派が分裂した状況で統一の見解を出していくのは難しい。そこから統一サンガが求められたという側面はあった。それでは、出家と在家と二つに跨る形で問題が生じたとき、どの法が優先されるべきなのか。また、出家者が戒律を破ったとして、それが律にもとるか否かを裁判により判断することは可能である。しかし、サンガにとって仏法の教えを守りつつ具体的な罰を与えるという回路は非常に限られてしまう。すなわちこの局面では政治権力に頼るということがありうるのである。実際に、この一例がネーウィン政権時代の 1983 年の人民評議会法であり、出家の側の要望で、紛争、係争の処理に出家者が必要とした場合には、政治権力が関与するという回路が作られたといえよう。

4 - 3 尼僧政策

現政権になって「尼僧規則集」が完成した。これ以前においては、尼僧（ティーラシン thilashin）に関する規則は各尼僧院に任されていた。有名なものとしては、オウッタラ(Uttara)長老(1859-1920)が表した『尼僧規則集(Thilashin Upade Kyinkyan)』などがあるが、特に統一の規則は存在しなかった。1980 年代に尼僧院の設立ラッシュがあったこともあり^{vi}、宗教省は、国家サンガ大長老会議と原案づくりに取りかかり、第三期国家サンガ大長老会議第五回会議で「尼僧規則集 (Thilashin Kyin Wut)」を認め、1994 年、本文 2 部と通達 84 号によって、尼僧界を対象とする標準戒律が成立し

た(平木 1997:67)。

上座仏教社会においては尼僧の伝統は失われたとされ、現在ミャンマーのティラシ
ン、タイのメーチーを初めとする女性出家者・修行者は、正規の僧侶である比丘尼と
は認められていない。さらに、スリランカやタイで大乘仏教社会で得度し、尼僧の伝
統を復興させようという動きも存在するが、ミャンマー内部でそうした動きは表だっ
ては行われてこなかった。しかし、一連の政策のなかで、僧籍手帳の保持、僧侶試験
への参加、「尼僧規則集」の発布など、僧侶の組織化にほぼ準じた形で尼僧の組織化が
進められている。この組織化の動きに対して、僧侶の一部が反発したように、尼僧内
部で管理されていくことへの不安や反発もないわけではないだろう。また、生野(1982)
はこうした方向性に対して、上座仏教の伝統を鑑みて正しい方向性であるのかと、尼
僧伝統を非正統とみなす立場から疑問を呈している。しかし、ミャンマー社会内部に
も尼僧の伝統を復興しようと支援する在家信者を含んだ動きが存在していることは事
実である。また尼僧側から見ても、僧侶(比丘)に準じる形で組織化されるという点
での一定のメリットは存在するのではないかと考えられる。

4 - 4 仏教布教と国家統合

現政権になり、宗教省に1991年5月仏教布教促進局が成立された(平木 1998b, c, 石
井)。少数民族を対象とした仏教布教の制度の開始は、平木(1998b:213)によれば、
ウー・ヌ時代に遡るといふ。仏教会法(1950)により、連邦仏教会が改組されて始ま
った。さらに、ネーウィン政権時代の1982年に国家サンガ大長老会議が山岳仏教布教
中央サンガ委員会を設置し、チン、シャン、カチン、カレン、カヤーの各州とナガ丘
陵、アッサム地方を対象に布教所(132カ所)の開設、布教僧132名、布教学校教師
48名、説教僧53名の派遣を決定した。この中央サンガ委員会は、現行の上座仏教伝
道(布教)勧告執行委員会に改組された。

この委員会は、委員長、副委員長、書記、共同書記の各1名、委員5名の計9名よ
り成り、少数民族地域の仏教振興策を策定して、宗教省に勧告する権限が与えられて
いる。宗教省はこの勧告を尊重し、事業の施策化を進め、財政基盤を支えるのは、こ
の仏教布教促進局局長を委員長とする在家仏教徒による「上座仏教伝道(布教)支援
団体」である。勧告委員会は、伝道目的を、仏教理解を通じて、少数民族の文化、倫
理の向上をはかるとしているが、平木(1998c: 34)は、国家的観点からみると、ビルマ
族への同化政策の一環として機能していると指摘する。

この委員会は、伝道研修会を開講し、研修終了者から山地へ派遣する僧侶を選抜し、
「山岳仏教伝道僧」と呼ぶ。山岳仏教伝道僧には指導僧と平の2種があり、指導僧は、
各伝道局に1名ずつ配属され、伝道局の運営と管轄下の伝道支部・伝道所の指導監督
に当たるとされる。また、在家でも在家伝道師として、伝道に従事できる回路が開か

れている。在家伝道師は、配属先の民族の伝統文化、習慣を理解し、現地語に堪能なものとされる。地域の有力者に接触し、改宗見込み者を伝道僧のもとに導くことが、在家伝道師に課せられた仕事であるという（平木 1998c:35）。

仏教布教促進局のHPによれば、現在（2005 年最終デザイン）457 カ所の伝道支部、伝道所で、537 名の僧侶、41 名の尼僧が従事し、1036 名の在家伝道師が働いていると示されている。また、いつから数えた数値なのか明示はされないものの、「こうした伝道者たちの努力は、これまでに 144,054 名の改宗者として結実している」と書かれている。こうした改宗について、例えば仏教からイスラームへの改宗などはほとんど言及されない。平木の指摘した同化政策が仏教布教と重ねられて意識されていることが伺われる。

5．政府中枢による宗教実践とメディア

最初に述べたように、宗教とは幅広い日常実践を含む。宗教政策という観点から見た場合に、実体的宗教政策やサンガ政策が最も重要であることは疑いを得ない。しかし、一方で、政治と宗教の関係を見た場合に、一般在家信者の宗教実践、ひいては、仏教徒以外の宗教実践にも深く影響を及ぼす局面が数多くあるといえる。その最も重要な点が、政治的権威と宗教的権威との競合、あるいは、権力の正統性の源泉と宗教といった問題であり、これはカイズらが指摘するように、ミャンマーだけの問題というより、東南アジアやアジアにおいて見られる政治と宗教を取り巻く現状と重なる（Keyes et al. 1994）。

1990 年の大規模な僧侶ボイコットの後、政府高官は僧侶への寄進や僧院、仏塔の建築、その灌水供養儀礼などに積極的に参加し、その姿をテレビや新聞を通じて報道し始めた。このような宗教行為をメディアで報道するというのは、ネーウィン政権時代とは明らかに異なる方向転換であったといえるだろう。その後も、こうしたニュース報道は続けられた。その後に見られたイベントとしては、1995 年の中国からの仏歯到来、2001 年の国内の森での白象捕獲などであり、政権重鎮が仏法王（dhamma raja）としての正統性を持つものとしてアピールしているとも語られた。

ショーパーは、1994 年中国から仏陀の聖歯がミャンマーを訪問した 1 ヶ月半を記述しつつ、興味深い分析を行っている（Schober1997）。上座仏教社会においては、仏陀の骨や髪、歯などが仏陀そのものとして信仰される。仏塔（パゴダ）信仰は仏陀や聖者の聖骨、聖髪を祀ったものである。中国の仏歯は北京を出発し、昆明、雲南に立ち寄りつつ、1995 年 4 月 20 日ミャンマーのミンガラドン空港にチベットや雲南の大乗系僧侶とともに到着する。国家も多数の動員を掛け、盛大な行列とともに、仏歯はガバーエーのマハーパサナ洞窟に運ばれ、一定期間政府要人から一般信者の参詣を受けたのち、マンダレーを始めとする国内の著名な拠点を移動していった。1 ヶ月半の

大イベントを通じて、政府の要人、海外からの国賓、ミャンマーで得度した外国人仏教僧、在家者、少数民族、外国人などが国家的に動員され、大々的に寄進が呼びかけられ、さらには、それに応じて多額の喜捨が集まった。彼女はこの点を詳細に書いたのちに、仏歯信仰が、サンガ支援とは異なる政治的正統性源泉を与える可能性を示唆する。すなわち、従来の上座仏教社会の政治宗教的伝統においては、サンガ支援は最も重要な積徳の機会であり、サンガは最も大切な福田であったといえる。それに対して、仏陀の残した仏歯や仏塔信仰は、サンガに頼らない積徳の機会を在家信者、あるいは統治者に与え、これらの信仰を通じて在家者は「仏陀」から直接に功德を得ることが可能となる。結果的にこうした信仰は僧侶の存在の重要性を減じる可能性を、ショーパーは示唆している(Schober 1997: 240-44)。

おわりに

現政権における宗教政策は、さまざまな政治社会情勢のなかで変化しつつあるものでもあり、2007年の僧侶デモが今後の政策に与える影響は少なくないだろう。本報告は先行研究とサンガ政策などに関する基本的資料のみを用いて行った中間報告に留まる。

しかし、現政権になって、仏教がナショナリズムの核として、あるいは正統性原理の源泉として、従来以上に重要な位置を占めるようになったという点は間違いない。こうしたなかでサンガ政策の変遷、サンガと政治との関係を丹念に負うことは今後も重要であろう。さらにはサンガ支援とは異なる局面で展開する在家信者の宗教実践に着目していくことも求められると考えられる。

ⁱ サンガ人口は Thathanaye Usihtana (2003)に基づく。また、人口は 2002 年の人口で計算した。

ⁱⁱ 九派の名称は、 トウダンマ派、 シュエジン派、 マハードワーヤ派、 ウェルウン派、 ムーラドワーヤ派、 マハーイン派、 フゲットゥイン派、 ガナヴィムッ・ガドー派、 アナウチャウンドワーヤ派である。また、1980 年時点の宗派によるサンガ人口比は、Tin Maung Maung Than (1993:13)によれば、 88.6%、 7.1%、 1.5%、 1.1%、 0.8%、 0.3%、 0.3%、 0.3%、 0.1%である。

ⁱⁱⁱ Tin Maung Maung Than は、合同会議を進めた要因として、生野のいうガインの隆盛に加えて、内観瞑想のさまざまな解釈が林立し、ときには仏陀の教えとは矛盾するような異端と思われる方法が出てきて、統一が求められたことなども挙げる (Tin Maung Maung Than 1993:19)。

^{iv} 実際の出席者は 1218 名 (生野 1982:61)。

^v 小島(2005:105)では Sao Htun Hmat Win (1983)の"The Law, Human Freedom and Social Order in Buddhist Community." The Light of the Dhamma 19:1-7 を引用し、禁固 3 年までとしている。残念ながら筆者はこの文献が未読だが、同法 10 条には、「(解決法) 6 条

に違反したものは5年の禁固刑」とある。ただ、6条は本文で引用した通りで、刑法の対象に在家信者も含まれると考えられる。

^{vi} ここでは、「8万とも言われる」とあるが、同時代における僧院数が約5万であり、一般的村落の状況から鑑みても、この数値は考えがたい。

【引用文献】

Carbine, Jason A.

2004 An ethic of continuity: Shwegyin monks and the Sasana in contemporary Burma/Myanmar, Unpublished Ph. D. dissertation, The University of Chicago.

CSO (Central Statistical Organization)

2009 *Statistical Yearbook 2008*. Myanmar, Ministry of National Planning and Economic Development.

Fink, Christina

2001 *Living Silence: Burma under Military Rule*. London and New York, Zed Books.

Gravers, Mikael

1999 *Nationalism as Political Paranoia in Burma: An Essay on the Historical Practice of Power*. Grate Britain, Curzon.

平木光二

1995 「ミャンマーにおける宗教権威と政治権力」『印度学仏教学研究』44(1) (通巻87) : 175-79.

1997 「ミャンマーのティーラシン サーティンダイツ—Khemārāma 尼僧院の事例を中心として」『パーリ学仏教文化学』10 : 65-75。

1998a 「ミャンマーの宗教法制と sīmā 裁判の凡例」『パーリ学仏教文化学』11:1-16。

1998b 「ミャンマーの少数民族地域における仏教伝道の歴史と現状---とくにナガ族について」『印度学仏教学研究』47(1) (通巻93) : 299-94.

1998c 「SLORC 政権下の少数民族における上座仏教の伝道---仏教雑誌にみるチン族伝道の歴史と現状」『パーリ学仏教文化学』12:33-43。

1999 「ミャンマー・モーニョ瞑想裁判(1983)の判例」『印度学仏教学研究』48(1) (通巻95) : 245-49。

2000 「ミャンマー上座仏教の制度改革---住持要請学校現地調査報告」『パーリ学仏教文化学』14:99-122。

Houtman, Gustaaf

- 1999 *Mental Culture in Burmese Crisis Politics: Aung San Suu Kyi and the National League for Democracy*. Tokyo, ISLCAA, Tokyo University of Foreign Studies.

飯國有佳子

- 2007 「上ビルマ村落における宗教とジェンダーに関する人類学的研究」総合研究大学院大学（国立民族学博物館）提出博士論文

池田正隆

- 1995 『ビルマ仏教：その歴史と儀礼・信仰』法蔵館

生野善應

- 1975 『ビルマ佛教：その実態と修行』大蔵出版
1982 「ビルマ上座部全宗派合同会議」『アジア研究所紀要』9:55-86.

石井米雄

- 1998 「ミャンマー連邦シャン州クン地域の仏教について」『パーリ学仏教文化学』12:1-14。

Jordt, Ingrid

- 2007 *Burma's Mass Lay Meditation Movement: Buddhism and the cultural Construction of Power*. Ohio, Ohio University Press.

金林明

- 1984 「ビルマ研究の動向--特に宗教を中心として」『東南アジア 歴史と文化』13:150-154。

川並宏子

- 1990 "The religious standing of Burmese Buddhist nuns (thila-shin): The ten precepts and religious respect words. *Journal of the International Association of Buddhist Studies* 13(1): 17-39.
2002 「ビルマ尼僧院学校の所有形態と変遷」『国立民族学博物館研究報告』26(4):576-601.
2009 "Charisma, power(s), and the arahant ideal in Burmese-Myanmar Buddhism", *Asian Ethnology* (Special Issue: Power, Authority and Contested Hegemony in Burmese-Myanmar Religion) 68(2):211-37.

Kethala, Ashin

-
- 1985 *Pahtama Akyein Gaing Paungzon Thangha Asiawegy Thi Thamaing*
(第一回全宗派サンガ合同会議の歴史).Yangon, Thathanaye Usihtana.
- Keye Charles, Kendall Laurel, Hardacre Helen, et al.
- 1994 *Asian Visions Of Authority: Religion And The Modern States Of East And South East Asia*. Hawaii, University Of Hawaii Press.
- 小島敬裕
- 2005 「ミャンマー連邦サンガ組織基本規則」『東南アジア：歴史と文化』34:103-127。
- Matthews, Bruce
- 1993 "Buddhism under a military regime: The Iron Heel in Burma", *Asian Survey* 33(4):408-423.
- Mendelson, E. M.
- 1975 *Sangha and State in Burma: a study of monastic sectarianism and leadership*. Ithaca & London,. Cornell University Press.
- Nash, Manning
- 1965 *The Golden Road to Modernity*. New York, Wiley.
- 奥平龍二
- 1988 「ビルマにおける仏教浄化運動」『東南アジア：歴史と文化』17:163-64。
- 2005 「ミャンマー上座仏教の制度改革：「国家仏教学大学」創設の意義、成果及びその役割」『パーリ学仏教文化学』18：31-44。
- 斎藤紋子
- 2008 「「バマー・ムスリム」という生き方 - ビルマ政府の国民概念とムスリム住民の生存戦略」東京外国語大学提出博士論文
- Sarkisyanz, Manuel
- 1965 *Buddhist backgrounds of the Burmese revolution*. The Hague, M. Nijhoff.
- Schober, Juliane Sybille
- 1988 Paths to Enlightenment: Theravada Buddhism in Upper Burma. Unpublished Ph. D. dissertation, Graduate College of the University of Illinois.
- 1989 "The Path to Buddhahood: The Spiritual Mission and social Organization of Mysticism in Contemporary Burma." *Crossroads*, 4-1:13-30.
- 1997 "Buddhist just rule and Burmese national culture: State patronage of the

-
- Chinese tooth relic in Myanmar" *History of Religions* 36(3):218-44.
- Smith, Donald Eugene
- 1965 *Religion and Politics in Burma*. Princeton, Princeton University Press.
- Spiro, Melford. E
- 1967 *Burmese Supernaturalism, A Study in the Explanation and Reduction of Suffering*. New Jersey: Prentice Hall Inc.
- 1970 *Buddhism and Society: A Great Tradition and Its Burmese Vicissitudes*. New York: Harper & Row.
- Steinberg, David I.
- 2001 *Burma: The State of Myanmar*. Washington: Georgetown University Press.
- 高谷紀夫
- 1993 「ビルマ儀礼論の展開 - 祭祀空間としてのパゴダをめぐって」田邊繁治（編）『実践宗教の人類学 - 上座部仏教の世界』京都大学学術出版会 pp.102-31。
- Thathanaye Usihtana
- 1980 Thathanataw Thanshin Tetan Pyanpwaye Pahtama Akyein Gaing Paungson Thanga Asiawe Pwekyi Hmattan(第一回全宗派サンガ合同会議記録). Yangon, Thathanaye Usihtana.
- 1985 *Thanga Ahpweasi Ahkyehkan Simyin hnin Lokhton Lokni mya, Pyinhsin Hpyeswethkyet* (「基本規則」と「手続き」改訂). Yangon, Thathanaye Usihtana.
- 1992 *Thanga Nayaka Letswe* (サンガ大長老会議手引き書). Yangon, Thathanaye Usihtana.
- 1996 *Winidhammakan Adikayon Hmukhkin mya Hpyeshin Hsonhpyatye Hsainya Lokhton Loknimya Pyinhsin Hpyeswethkyet*(戒律に関する紛争、事件の解決手続き・改訂). Yangon, Thathanaye Usihtana.
- 2003 *Usi Hmatsu* (宗教局報告書). Yangon, Thathanaye Usihtana.
- 田村克己
- 1980 「上ビルマの一農村における年中儀礼と二元性」『鹿児島大学南総研紀要』1(1):93-141。
- 1986 「ビルマの精霊信仰再考序説」『鹿児島大学史録』19:39-53。
- 1993 「見えない国家 - ビルマの精霊儀礼の語るもの」田邊繁治（編）『実践宗教の人類学 - 上座部仏教の世界』京都大学学術出版会 pp.195-220
- 1995 「仏教の周縁にて - ビルマのナツとガイン」 田邊繁治（編）『アジアにおける宗教の再生 - 宗教的経験のポリティクス』京都大学学術出版会 pp.131-51

Tin Maung Maung Than

- 1988 The Sangha and Sasana in Socialist Burma, *Sojourn* 3(1):26-61.
- 1993 Sangha Reforms and Renewal of Sasana in Myanmar: Historical Trends and Contemporary Practice. In Trevor Ling (ed.) *Buddhist Trends in Southeast Asia*. Singapore, Institute of Asian Studies, pp.6-63.

土佐桂子

- 2000 『ビルマのウェイザー信仰』勁草書房
- 2002a 「民族紛争のなかの宗教指導者---ミャンマー連邦カレン州の僧侶の「仏教布教」」黒田悦子編『民族の運動と指導者たち』東京、山川出版社,pp.194-213。
- 2002b 「新宗教運動の台頭---社会変動と宗教再生の動き」末廣昭編『東南アジア史 9 「開発」の時代と「模索」の時代』、東京、岩波書店、pp.311-37。
- 2005 "The Chicken and the Scorpion: Rumor, Counternarratives, and the Political Uses of Buddhism." In Skidmore, Monique (ed.) *Burma: At the Turn of the 21st Century*. Honolulu, University of Hawai'i Press. pp.154-73.
- 2008 「軍政下の宗教政策と宗教をめぐる状況」『アジア研ワールド・トレンド』155:14-17。
- 2009 "The Cult of Thamanya Sayadaw: The Social Dynamism of a formulating Pilgrimage Site", *Asian Ethnology* (Special Issue: Power, Authority and Contested Hegemony in Burmese-Myanmar Religion) 68(2):240-64.

Woodward, Mark R.

- 1989 "When One Wheel Stops: Theravada Buddhism and the British Raj in Upper Burma." *Crossroads*, 4-1: 57-90.

ウェブサイト

ミャンマー連邦宗教省ホームページ (<http://www.mora.gov.mm/ministry.asp>
デザイン 2005 年最終閲覧日 2010/1/2)